



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	経由プロバイダに対する発信者情報開示請求が認められた事例
Author(s)	町村, 泰貴
Citation	知的財産法政策学研究, 33, 155-168
Issue Date	2011-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45723
Type	departmental bulletin paper
File Information	IPLPJ33_006.pdf



経由プロバイダに対する発信者情報 開示請求が認められた事例

最判平成22年4月8日民集64巻3号676頁

町 村 泰 貴

1. 事案

詳しい事実関係は省略するが、氏名不詳の発信者Aがインターネットの電子掲示板「しずちゃん」に書き込んだ情報が原告Xらの権利を侵害するものであるとして、XがAにインターネット・アクセスサービスを提供した通信会社Yに対し、Aの住所・氏名を開示するよう請求した。

争点は、インターネット・アクセスサービスを提供したにすぎないYがプロバイダ責任制限法¹4条にいう開示関係役務提供者に該当するかどうかであり、原審はこれを肯定して発信者情報の開示をYに命じた。

Yの上告理由は、インターネット・アクセスサービスを提供したにすぎないYは電子掲示板から不特定多数人に発せられる電気通信に関与しておらず、発信者と掲示板の記録されたサーバー・プロバイダとの間の一对一の通信を媒介する者であるので、法2条3号の「特定電気通信役務提供者」に該当せず、従ってこれを開示関係に置き換えた法4条1項の「開示関係役務提供者」にも該当せず、発信者情報開示義務を負わないというにある。

¹ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）。以下単に法またはプロバイダ責任制限法という。

2. 判旨

そこで検討するに、法2条は、「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいい(3号)、「特定電気通信設備」とは、特定電気通信の用に供される電気通信設備をいい(2号)、「特定電気通信」とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信をいう(1号)旨規定する。上記の各規定の文理に照らすならば、最終的に不特定の者によって受信されることを目的とする情報の流通過程の一部を構成する電気通信を電気通信設備を用いて媒介する者は、同条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に含まれると解するのが自然である。

また、法4条の趣旨は、特定電気通信(法2条1号)による情報の流通には、これにより他人の権利の侵害が容易に行われ、その高度の伝ば性ゆえに被害が際限なく拡大し、匿名で情報の発信がされた場合には加害者の特定すらできず被害回復も困難になるという、他の情報流通手段とは異なる特徴があることを踏まえ、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとするにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解される。本件のようなインターネットを通じた情報の発信は、経由プロバイダを利用して行われるのが通常であること、経由プロバイダは、課金の都合上、発信者の住所、氏名等を把握していることが多いこと、反面、経由プロバイダ以外はこれを把握していないことが少なくないことは、いずれも公知であるところ、このような事情にかんがみると、電子掲示板への書き込みのように、最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダが法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当せず、したがって法4条1項にいう「開示関係役務提供者」に該当しないとすると、法4条の趣旨が没却されることになるというべきである。そして、上記のような経由プロバイダが法2条3号にいう「特定電気通

信役務提供者」に該当するとの解釈が、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限について定めた法3条や通信の検閲の禁止を定めた電気通信事業法3条等の規定の趣旨に反するものでないことは明らかである。

以上によれば、最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダは、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当すると解するのが相当である。

3. 評釈

(1) 問題の所在

プロバイダ責任制限法は、第2条で特定電気通信役務提供者を定義しており、これに基づいて第3条の損害賠償責任制限と第4条の発信者情報開示請求権(開示義務)の適用対象が定められている。それぞれに共通する定義は以下の通りである。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。

二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)をいう。

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。

四 発信者(略)

要するに特定電気通信役務提供者というためには、その者が提供する設備を用いて媒介される電気通信が「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」でなければならない。ただし、いわゆる放送のように公衆が直接受信する方式の通信は除かれている。

ここでいう「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信

の送信」とは、典型的にはインターネットのウェブページのように、不特定の者がその内容を閲覧することのできる場合を指す。言い換えると、発信者が多数の者に受信されることを目的とした一対多の通信で放送でないものをいう。

この特定電気通信を媒介する特定電気通信役務提供者の例は、ウェブデータをディスクに保存して不特定人に閲覧可能な状態においているホスティング・プロバイダや、電子掲示板の管理運営者、掲示板プログラムが記録されたサーバーの管理運営者などが挙げられる。電気通信事業法上の電気通信事業者である必要は必ずしもなく、大学などの非営利法人も、地方公共団体も、上記の特定電気通信を媒介し、あるいは特定電気通信設備を提供している場合は特定電気通信役務提供者に該当するとされる²。

これに対して本件で問題となった経由プロバイダ³は、その者が媒介している通信が発信者とホスティング・プロバイダとの間の一対一の通信であるから、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」には当たらないのではないかという疑問が生じる。

この点について、プロバイダ責任制限法制定直後は下級審の裁判例が分かれていたが、その後は経由プロバイダも特定電気通信役務提供者に該当するとの判断が大勢を占めていた。本判決は、最高裁として初めて、経由プロバイダが発信者情報開示の義務を負うことを明らかにしたという点で意義を有するが、既に下級審では定着していた解釈を追認したものである。

以下では、プロバイダの種類と機能について確認した後、プロバイダ責任制限法の立法趣旨を明らかにし、本判決の可否を検討していきたい。

(2) プロバイダの種類と機能

プロバイダという語は、その原義からも単に提供者を意味するにすぎず、

² 立法担当者の解説による。総務省電気通信利用環境整備室『プロバイダ責任制限法』（第一法規・2002）19頁以下参照。

³ インターネットへのアクセス手段を提供するプロバイダを意味する。一般にはアクセスプロバイダと呼ばれるが、本稿では最高裁の用語法に従っておく。

様々なサービス提供者の意味で用いられる⁴。日本では、インターネットの普及とともに、インターネットの様々なサービスを提供する事業者の意味で、プロバイダという言葉が広まったので、単にプロバイダといえばインターネット関連事業者を指すものとして受け取られることが多い。

インターネット関連事業者といっても、インターネットに関連するサービスは多様であるため、その機能も多様であり得る⁵。主要なものを単純化して挙げるならば、以下の4種類にまとめられる。

a. バックボーン・プロバイダ

インターネットの基幹回線として、国内の各アクセス・プロバイダ間やバックボーン同士のアクセスポイント、そして海外のインターネットとのアクセスポイントとの間の通信回線を総称してバックボーンといい、このバックボーン回線を提供する事業者をバックボーン・プロバイダと呼ぶ。

b. 経由プロバイダ（アクセス・プロバイダ）

インターネット利用者のコンピュータをインターネットに接続する事業者である。

アクセス・プロバイダと利用者との間の通信は、かつては電話によるダイヤルアップが主流であったが、現在では光回線やケーブルテレビ回線などのブロードバンドが主流となっており、アクセス・プロバイダ自身が利用者との通信回線も提供している場合が少なくない。

なお、アクセス・プロバイダは利用者のコンピュータに固定のIPアドレスを割り振ることもあるが、多くの場合は利用者がアクセス・プロバイダに接続する都度空いているIPアドレスを割り振っており（いわゆる動的IPアドレス）、利用者のコンピュータを示すIPアドレスが他の利用者の

⁴ 例えば裁判外紛争解決手続（ADR）においても、調停または仲裁手続を提供する紛争処理機関をプロバイダと呼ぶことがある。ICANNによる統一ドメイン名紛争処理ポリシー（UDRP）など参照。

⁵ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）は、その定款にははっきりした定義がないが、概ねインターネット接続サービスまたはホスティング・サービスを行う事業者をインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）と呼ぶようである。同協会の全国プロバイダー一覧のページ<<http://www.jaipa.or.jp/isp/isp/index.html>>参照。

コンピュータと共用されている。従って、そのようなIPアドレスは、利用時間のデータと組み合わせないと、利用者を特定することができない。その利用時間と割り当てられたIPアドレスの記録（接続ログ）は、アクセス・プロバイダが保有している。

本件においては被告アクセス・プロバイダが携帯電話のキャリアであり、原告がホスティング・プロバイダから得た情報が携帯電話の個体識別番号等であった。この点で通常のIPアドレスとタイムスタンプから発信者の氏名・住所を求める事案とは異なる。しかし、最高裁の判断では、この点を問題にしていけないので、本稿でも立ち入らない。

c. ホスティング・プロバイダ

ウェブページのデータをインターネットに常時接続されたディスクに記録し、これを他のインターネット利用者に送信可能な状態にするサービスの提供者である。

ウェブページは、基本的にハイパーテキスト・マークアップ・ランゲージ（HTML）によって記述されたデータ群であり、データを送信したい利用者は、そのデータをホスティング・サーバー上のディスク領域に記録する。これを閲覧したい利用者は、自己のコンピュータにおいてウェブブラウザなどのソフトにより、閲覧したいデータを特定する符号と送信要求⁶を当該データの記録されたサーバーに送信する。これを受け取ったサーバーは、指定されたデータを、送信要求者のIPアドレスで特定されるコンピュータに向けて送信する。

ホスティング・プロバイダの機能は、このように送信したい利用者のデータを記録し、閲覧したい利用者の送信要求に応じて送信できる状態にしておくため、サーバーを設置管理し、送受信可能な状態に維持しておくことである。

d. メールサーバー・プロバイダ

このほか、インターネット・サービスとしてよく用いられる電子メールは、さらに機能的に送信側サーバーと受信側サーバーとに分かれる。電子メールの送信者は、送信側サーバーに対して、電子メールの内容と受信者

⁶ ウェブページに限らず他のデータ転送とも共通の符号を用いるため、ユニフォーム・リソース・ロケーター（URL）と呼ばれる。

のメールアドレスとを含んだメール・データを送信する。これを受信した送信側サーバーは、指定された電子メール・アドレスが指示する受信側サーバーにメールデータを送信し、受信側サーバーにおいて電子メール・アドレスのアカウント領域にデータを記録する。受信者は、自己が利用するアカウント領域に記録されたデータを、自分のコンピュータに送信させたり、あるいはウェブブラウザを通じて閲覧したりする。

従って、送信側サーバーは電子メールのデータを蓄積する必要はないが、受信側サーバーは受信者がデータにアクセスするまで蓄積する必要がある。そしてウェブブラウザを通じて電子メールデータを閲覧する場合（いわゆるウェブメール）は、特定の受信者に対してではあるが、送信可能な状態にして保存するサービスを行うことになる。

(3) プロバイダ責任制限法の立法趣旨

プロバイダ責任制限法は、平成13年（2001年）に制定された。

その当時、インターネットは商業利用が認められたこともあって世界的に普及し始めており、日本においても1999年末のインターネット利用者数が2,706万人に達するなど、爆発的に普及してきた。そして電子商取引の拡大による新しい産業の発展が目指されていた。

このようなインターネット通信を普及拡大する基盤を担ったのが、各種のインターネット・プロバイダであるが、インターネット通信により何らかの被害を被った者が、インターネット・プロバイダに対してその責任を追及するという事件が表面化していた。

先行したのはアメリカであり、様々なインターネット上の表現に従前の法理が適用されるかどうか争われた⁷が、プロバイダ責任が問題となったのは特に名誉毀損やプライバシー侵害の表現についてである。名誉毀損表現がインターネットによって公表され、その被害を受けた者がプロバイダに損害賠償を求めたケースにおいて、プロバイダは自らの設備を通じて送信される表現の内容を原則としてコントロールできないのであって、名誉毀損を知っていたか知りうべきであった場合にしか責任を負わないと

⁷ 小倉一志『サイバースペースと表現の自由』（尚学社・2007）参照。

いう立場⁸と、送信内容についてコントロールをしているプロバイダは、名誉毀損表現であることを知らなかった場合でも責任を負うとする立場⁹とが判例に現れていた。これを受けて、1996年のいわゆる通信品位法は、グッド・サマリタン条項を設け、違法または有害な情報へのアクセスを制限するための措置をプロバイダが行ったことがプロバイダの責任根拠としないことを明確にした¹⁰。その後、少なくともユーザーの名誉毀損表現に関してインターネット・プロバイダの責任を追及することは困難となった¹¹。

これに対して日本では、パソコン通信の会員同士の通信内容に関するトラブルが裁判上争われ、発信者自身の民事責任とともにパソコン通信の運営会社や当該会員同士が利用するフォーラムの運営責任者の民事責任が追及される事件があり、一審ではプロバイダの責任が認められる判決が出ていた¹²。また、同じパソコン通信で発信者が匿名であるため直接責任を追及できないというケースにおいて、発信者の身元を特定するための情報

⁸ Cubby v. CompuServe, 776 F. Supp. 135 (S.D.N.Y. 1991).

⁹ Stratton Oakmont v. Prodigy Service, 1995 N.Y. Misc. LEXIS 229. この判決についてはわが国でも多くの紹介があるが、平野晋「ユーザーの名誉毀損行為に対するISPの民事責任(上)」判タ1002号45頁が示唆に富む。

¹⁰ 47 U.S.C. §230 (c)(1) 参照。この通信品位法を含む1996年電気通信法については、郵政省郵政研究所編『1996年米国電気通信法の解説』(商事法務研究会・1997)が翻訳をしている。

¹¹ そのリーディングケースともいべき判決が、Zeran v. American Online, 958 F. Supp. 1124 (E.D.Va. 1997) である。この判決については拙稿「ネットにおけるプライバシーの侵害—ゼラン事件」インターネット弁護士協議会編『インターネット事件と犯罪をめぐる法律』(オーム社・2000) 23頁以下参照。

¹² 東京地判平成9年5月26日判時1610号22頁(現代思想フォーラム事件第1審判決)は、パソコン通信のフォーラム管理者(シスオベと呼ばれる)の責任を認容し、パソコン通信事業者であるニフティ社についても使用者責任を認めていた。これに対して控訴審である東京高判平成13年9月5日判タ1088号94頁は、シスオベの責任を認めなかった。これらの判決について、拙稿「ネットにおける名誉毀損—ニフティ名誉毀損事件」インターネット弁護士協議会編・前掲書(注11)9頁、大谷和子「ニフティサーブ『現代思想フォーラム』事件」サイバー法判例解説(別冊NBL79号)98頁など参照。

をプロバイダであるニフティ社に開示するよう求めた訴訟も提起されたが、そこではそもそも名誉毀損が成立しないとの理由で請求が棄却されていた¹³。

こうした状況を背景に、郵政省(当時)を中心とする研究会がインターネット上の違法・有害情報対策を検討し、特に平成12年(2000年)に発表された「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書」¹⁴は、インターネット上の通信に違法情報や有害情報が流通している現状を正すためにはプロバイダの自主的な取組が必要であるとし、これを促すためにセーフハーバー条項を設けることを提言するとともに、紛争当事者間における解決を促すために、通信の秘密の例外を設けて、プロバイダが発信者情報の開示を可能とする制度の整備を提言した。この報告書が直接的きっかけとなって、郵政省(後に総務省)が法律の立案を進め、平成13年(2001年)に成立を見たのがプロバイダ責任制限法である。

以上の経緯からプロバイダ責任制限法の立法趣旨は、プロバイダを通信内容のトラブルから保護する一方で、プロバイダ自身の努力による違法有害情報の排除を進めるために損害賠償責任の免責の余地を明確化するとともに、通信内容により権利侵害を受けた者が、その権利回復のための法的手段をとることを可能にするため、通信の秘密により保護される発信者情報を一定の場合に開示することを認めたというものである。

なお、開示されるべき発信者情報の範囲については、総務省令¹⁵が以下の通り定めている。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称

¹³ 東京地判平成13年8月27日判時1778号90頁(本と雑誌フォーラム事件)。この判決については、大須賀寛之「ニフティサーブ『本と雑誌フォーラム』事件」サイバー法判例解説(別冊NBL79号)96頁参照。

¹⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pressrelease/japanese/PDF/denki/001220j60101.pdf

¹⁵ 平成14年総務省令57号

- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)
- 四 侵害情報に係る IP アドレス (インターネットに接続された個々の電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。))を識別するために割り当てられる番号をいう。)
- 五 前号の IP アドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

プロバイダ責任制限法の立法趣旨からも明らかなように、発信者情報として開示が予定される情報は、被害者が損害賠償責任の追及をするのに必要な発信者の身元特定情報であり、具体的には住所・氏名である。そして、先に整理したプロバイダの種類と機能を想起すれば、発信者の住所氏名を保有し、一定の日時における通信の発信者の身元を明らかにすることができるのは、多くの場合は経由プロバイダ(アクセスプロバイダ)に限られる。ところが、総務省の立法担当官が執筆した逐条解説には、特定電気通信役務提供者(同法4条の関係では開示関係役務提供者)の例としてホスティング・プロバイダや電子掲示板の管理者などが挙げられているのみで、経由プロバイダは例示されていなかった。経由プロバイダが開示関係役務提供者に該当しないとすると、被害者が発信者に対して直接損害賠償責任追及などの法的手段をとることを可能にするという立法趣旨は貫徹できなくなるという問題があった。

次に、この点に関する従来の下級審裁判例を検討する。

(4) 裁判例¹⁶

a. 消極例

プロバイダ責任制限法制定当初は、経由プロバイダが発信者情報開示義務を負わないとする裁判例が見られた。その最初のものが東京地判平成15年4月24日金商1168号8頁である。この事件は、企業に対する信用毀損に

¹⁶ プロバイダ責任制限法制定後の判例の状況につき、拙稿「プロバイダ責任制限法施行後の状況(上・下)」L&T 22号30頁以下・23号54頁以下参照。

当たる情報がウェブページ上に書き込まれたため、企業がウェブページの記録されたレンタルサーバー開設者から発信者のメールアドレスを任意で開示させ、そのメールアドレスを付与したプロバイダに氏名住所の開示を求めたという事例である。裁判所は経由プロバイダが開示関係役務提供者に当たらないとした。ただし、この事案はプロバイダ責任制限法の施行以前に侵害情報が削除されたもので、裁判所は同時に同法の適用がない旨も判示していた。東京地判平成16年9月30日WLJ¹⁷は、プロバイダ責任制限法施行後の事案において同旨を述べていた。

なお、東京高判平成20年5月28日判タ1297号283頁は、本来の経由プロバイダではなくネットカフェから侵害情報を発信したというケースにおいて、ネットカフェの運営者がその顧客情報の開示を求められたが、プロバイダ責任制限法による発信者情報開示義務を負わないとしている。

b. 積極例

これに対して、早くから経由プロバイダの発信者情報開示義務を認めた判決としては、東京地判平成15年9月17日判タ1152号276頁や東京地判平成15年11月28日金商1183号51頁が挙げられる。このうち前者は、消極例として挙げた東京地判平成15年4月24日(前掲)の訴訟代理人が同事件に関して誹謗中傷の書き込みを電子掲示板にされた事件で、代理人だった弁護士自身が原告となって経由プロバイダに発信者情報の開示を求め、認められたものである。この判決は控訴審でも維持されたが、判例集には公開されなかった。

控訴審段階で初めて経由プロバイダの発信者情報開示義務を認めたものとして公表されたものは、東京高判平成16年5月26日判タ1152号131頁¹⁸がある。なお、携帯電話会社が経由プロバイダである場合にも、東京地判平成20年9月9日判時2049号40頁・判タ1305号193頁が発信者情報開示義務を認めている。

このように下級審においては、当初は判断が分かれていたが、次第に経由プロバイダも開示関係役務提供者として発信者情報開示義務を負うとの解釈が一般的となり、近年は論点とさえならなくなつたとされている。

¹⁷ 文献番号 2004WLJPCA09300013

¹⁸ この判決につき、拙稿・判例解説・メディア法判例百選232頁参照。

そして本判決は、こうした下級審の傾向をいわば追認し、経由プロバイダも開示関係役務提供者として発信者情報開示義務を認めることを正面から認めた。

(5) 検討

経由プロバイダが発信者情報開示義務を負うという解釈については、その立法趣旨に照らして異論の余地はないように思われる。

もっとも、法律の文言から特定電気通信とは不特定の者との通信を意味するところ、発信者と経由プロバイダとの間、そして掲示板サーバーとの間是一对一の通信であって特定電気通信とはいえないとする解釈も文理に忠実であるとの見解はあり得る。

しかしながら、不特定の者による受信を文字通りとらえるならば、ホスティング・サーバーから閲覧者のコンピュータへの通信も該当しないこととなる。というのも、ウェブページの送信は、閲覧を希望する者が、そのコンピュータにインストールされたウェブブラウザソフトによって特定のウェブページデータの送信をホスティング・サーバーに要求し、ホスティング・サーバーは送信要求をしたコンピュータのIPアドレスを宛先として要求されたデータを送信する。その過程は特定のコンピュータとコンピュータとの間で特定のデータ送信要求に応じて送信する一对一の通信ということになる。もっとも立法者は明らかにウェブページの送信を特定電気通信とする意図を持っていたのであるから、このような個別の通信をとらえて一对一か一对多かを判別するべきではない。法律の文言が「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信」と、「目的」という語を介しているのは、厳密には一对一の通信が多数なされている状態だとしても、全体として見れば不特定人が受信する結果となるものも含む趣旨であろうと思われる。そうだとすれば、発信者が経由プロバイダを介してホスティング・サーバーにアップロードする部分も、そこだけを取り出せば一对一の通信ということになるが、発信者が不特定多数の閲覧者に対して情報を送信する過程全体をもって、不特定人に受信させることを目的とする送信行為と評価すべきである。このように構成した一連の送信行為全体を特定電気通信と解することは、文理的にも可能である。

(6) 今後の課題

本判決により、法制定後約9年を経て、ようやく立法趣旨に適った解釈が判例となり、経由プロバイダを用いるという一般的なインターネット利用において、発信者情報の開示が可能となった。しかしながら、発信者情報開示を通じた被害者の権利回復は、実効的とはいえないという問題が残されている。

例として、被害者が発信者情報の開示を現実にするまでの時間的経緯が明らかとなっている事例を紹介しよう。

東京地判平成21年1月21日判タ1296号235頁・判時2039号20頁は、悪徳商法マニアックスというサイトをめぐるトラブルから派生し、同サイトでやり玉に挙げられた者がサイト管理人の妻の氏名住所や親族の氏名、経営する会社の情報などを2ちゃんねるに書き込んだとして、原告サイト管理人が被告発信者に対して、プライバシー侵害を理由とする12万円の損害賠償を求め、これが認容された事例である。この事件では、発信者が書き込んだ電子掲示板「2ちゃんねる」では匿名のため氏名や住所が分からなかったもので、2ちゃんねる管理人から任意で発信者のIPアドレスが開示され、そのIPアドレスを割り振った経由プロバイダに開示を求めた。経由プロバイダは発信者に対して意見照会をして「(1) (本件書き込みに) 真実性と公益性があると確信していること、(2) 居住地に関しては数年前からヤフーやGoogleで一般的に検索できる広く知られている公人の住所のコピーアンドペーストであることなどの理由から発信者情報の開示に同意できない」旨のメールを受け取ったため、開示を拒んだ。そこで原告は、経由プロバイダに対して発信者情報開示請求訴訟を提起して勝訴し、それによって得られた氏名住所をもとに発信者に対する損害賠償請求訴訟を提起したというものである。

(時系列表)

侵害情報発見	平成19年1月29日
掲示板の任意開示を経て経由プロバイダに開示請求	平成19年1月30日
経由プロバイダの発信者に対する意見照会	平成19年1月30日
発信者から経由プロバイダに拒否回答1	平成19年2月21日
発信者から経由プロバイダに拒否回答2	平成19年3月27日
経由プロバイダから開示拒否回答	平成19年3月29日
発信者情報開示請求訴訟提起後、請求認容判決	平成20年7月4日
経由プロバイダより発信者情報の開示	平成20年7月30日
損害賠償請求訴訟提起後、請求認容判決	平成21年1月21日

以上のような時間的経過を見るならば、発信者情報開示を求めて訴訟提起から判決までにかかる期間が約1年3ヶ月と全体の約4分の3を占めており、この期間が迅速な救済の妨げとなっていることは明らかである。

本件では、提訴日が明らかでないが、原告主張事実によれば、平成19年5月に発信者情報消去禁止の仮処分申請却下決定が下されており、その時点から本判決まで約3年を要している。実質的争いのある事例では、さらに長期間を要する場合もあろう。

発信者情報開示のための期間は、通信の秘密に対する例外を認めるのに必要な手続にあてられている以上、やむを得ないとの見解もあり得ようが、本来の紛争は発信者と被害者との間での訴訟により解決されるものであって、その準備のための手続に通常の民事訴訟手続を用いることは無駄が多い。仮処分による経由プロバイダに対する発信者情報開示¹⁹が活用されるべきだし、第三者機関による裁定システムによって簡易迅速に開示できるシステムも必要である。

他方で、発信者情報開示訴訟では実質的に発信者の権利侵害行為の有無を審理判断することとなるが、発信者の立場はもっぱらプロバイダが代弁するのみであり、発信者の手続保障が十分ではないという問題がある。発信者情報開示訴訟が実効的なものとなればなるほど、発信者の手続保障が重要となるであろう。

¹⁹ 仮処分による開示の可能性については拙稿「プロバイダに対する発信者情報開示請求権と仮処分」南山法学28巻3号1頁参照。